

第4回嬉野市議会臨時会 (議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
81	【新旧対照表】嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
82	【新旧対照表】嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	2
83	【新旧対照表】嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	3
84	【新旧対照表】嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4

【新旧対照表】嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>（令和３年１２月に支給する期末手当に関する特例）</u></p> <p><u>４ 令和３年１２月に支給する期末手当について第１５条第１項及び第２４条第１項において準用する給与条例第２５条第２項の規定を適用する場合については、同項中「１００分の１１２．５」とあるのは、「１００分の１２７．５」とする。</u></p>	<p>附 則</p>

【新旧対照表】 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

【第1条関係】

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

【第2条関係】

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

【新旧対照表】 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

【第2条関係】

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

【新旧対照表】嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

【第2条関係】

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

【新旧対照表】 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

【第3条関係】

改正案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

【第4条関係】

改正案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>